

令和2年度 神納地域まちづくり協議会総会書面議決【意見】（回答）

代議員からご質問いただいた【意見】内容については、以下の回答となります。（この回答については、市の方針等により変わる場合場あります。）

◆ 以下代議員より

まちづくり事業（地域魅力作り、地域活性化事業）に尽力されていることに対しまして敬意を表します。

1 意見

書面議決の件、1号議案から3号議案まで回答書（承認）のとおりであります。新型コロナウイルスに対応した考え方を決めておく必要があるかと思いません。

（1）1点目は事業内容について

地域まちづくりについては、どうしても人を集めて行う必要があります。集落規模としても40～50人は集まってきます。この時節、人を集めてイベントを行う必要性が問題視されると思います。

（ア）集落イベントなどについて、実施か否かを集落に任せるのか、指針を示して安全指導するのかお聞かせ願いたい。

（回答）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、日々変化し、情勢が見えない中で16日には、「緊急事態宣言」が全国的に発令され、17日には新潟県から「3密（密閉、密集、密接）」の1つに該当する場合も避けるよう要請がありました。

また、4月21日には、市長より「新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆様へのお願い」を市内全世帯に配布しお願いがありました。

この発表に伴い、参加される皆様や大切な人を守るために、自粛（延期や中止）の方向で検討頂きたいと思いますが、各集落でのイベントなどについては、皆さんの感染防止対策を行いながら計画・準備が短期間でできる事業から、数か月かかる事業など様々です。

刻々と状況が変わって行く中で、実施の可否の判断は戸惑うことがあると思いますが、国・県から出される情報を基に各集落で総合的に判断していただき、より安全な方を選択していただきたいと思います。

なお、計画していた事業が当日の状況により実施ができなかった場合、準備にかかる費用については実績報告書（事業費）として申請して頂きたいと思います。

まちづくり協議会でも国・県からの情報の収集をしておりますのでご連絡を頂きたいと思います。

(イ) 集落活動等について、新型コロナウイルスの関係で当初計画内容を変更することは可能か。

運動会については昨年、一昨年とも台風接近の関係で急遽中止しましたが、新型コロナウイルスの場合あらかじめ予想できることでもあり実施か否かの判断は早めにお示し願いたい。

(回答)

集落活動等の変更(延期や内容)については、大幅に変更される場合は、再度「令和2年度 神納地域まちづくり協議会集落支援事業計画書」の提出をお願いいたします。

(協議会から、各集落へ令和2年度の計画書の提出依頼はまだ行っておりません。議案書に掲載の「集落支援事業届出書」は提出いただいております。)

※令和2年度の計画書の提出依頼を5月中旬にお送りいたします。

また、協議会の全体事業については、全体的な状況を見極めながら、皆さんの感染防止対策と健康を守る事を最優先し、早めの延期や中止の判断をお知らせして行きたいと考えています。

(2) 2点目は予算の執行について

(ア) 事業内容の変更などにより予算が余った場合どのような対応をしたら良いのでしょうか。

協議会会計には繰越金もあることから、各集落では執行した以上の請求はできないので、翌年末消化分を増額措置していただくことは可能でしょうか。

(回答)

集落支援事業については、議案書でお示しさせていただいておりますが、上限額として示してあります。

事業内容の変更により、当初の計画より予算額が減った場合は、その金額で申請して頂きたいと考えています。

各集落への翌年へ未消化分の増額措置については、当協議会では単年度予算主義の原則により会計処理を行っており難しいと考えています。

(イ) 一部使用目的を変更して集落センターに配備する共用備品の整備に使用することは可能でしょうか。

(回答)

議案書の事業計画の変更については、1-(1)-(イ)で回答しておりますが、再度「令和2年度 神納地域まちづくり協議会集落支援事業計画書」の提出をお願いいたします。

まちづくり事業に対し必要な備品等(防災用品等)の購入は可能と考えますが、むりやりの購入は見合わせていただきたいと思います。

※ 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。